

平成29年8月25日
東北厚生局

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

平成29年8月23日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 内容

(1) 保険医療機関の指定の取消

名 称	たんの歯科クリニック
所在地	宮城県石巻市三ツ股2丁目1-8
開設者	丹野 直哉
取消年月日	平成29年8月25日
根拠となる法律	健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

(2) 保険医の登録の取消

氏 名	丹野 直哉 (59歳)
取消年月日	平成29年8月25日
根拠となる法律	健康保険法第81条第1号及び第3号

2. 取消の主な理由

【保険医療機関の事故】

- 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

例：実際には充填（複雑なもの）を行っていないにもかかわらず実施したとして、歯冠修復及び欠損補綴の費用を請求していた。

- 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。

例：実際にはブリッジの支台の一部をインレーで製作したにもかかわらず、全部金属冠を支台とするブリッジを製作したとして、歯冠修復及び欠損補綴の費用を請求していた。

○ 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。

例：自費診療として有床義歯を製作し、その費用を患者から徴収したにもかかわらず保険診療で製作したとして、一連の費用を請求していた。

【保険医の事故】

○ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。

例：実際には充填（複雑なもの）を行っていないにもかかわらず実施したとして診療録に不実記載し、保険医療機関に歯冠修復及び欠損補綴の費用を請求させていた。

○ 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。

例：実際にはブリッジの支台の一部をインレーで製作したにもかかわらず、全部金属冠を支台とするブリッジを製作したとして診療録に不実記載し、保険医療機関に歯冠修復及び欠損補綴の費用を請求させていた。

○ 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したかのように装い診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。

例：自費診療として有床義歯を製作し、その費用を患者から徴収したにもかかわらず保険診療で製作したとして診療録に不実記載し、保険医療機関に一連の費用を請求させていた。

3. 診療報酬の不正及び不当請求額

監査において確認した不正・不当請求額（社保・国保・後期高齢の合計）

・不正請求額 73名分 137カ月分 1,780,144円

・不当請求額 34名分 52カ月分 58,018円

合 計 107名分 189カ月分 1,838,162円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。